

配信資料に関するお知らせ

～栃木県及び長野県の一部市町村における洪水警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の終了について～

(令和元年 10 月 17 日付お知らせ及び令和元年 10 月 18 日付お知らせ関連)

令和元年台風第 19 号による大雨により堤防が決壊するなど甚大な被害が発生した県では、気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、河川施設の被害状況や復旧状況等から、栃木県及び長野県の一部の市町村については、令和元年 11 月 13 日 13 時（日本時間）から洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を終了します。その他の市町村については、暫定基準を適用した運用を継続します。

なお、上記関連文書にてお知らせしている栃木県及び長野県以外の県（宮城県、福島県、茨城県及び埼玉県）では、暫定基準を適用した運用を継続します。

記

○栃木県

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

真岡市、益子町、市貝町、芳賀町

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

○長野県

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、上田市、東御市、青木村、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、松本市（松本に限る。）、塩尻市（塩尻に限る。）、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

長和町

以上